

「国民年金学生納付特例制度」について

20歳になると国民年金に加入して保険料を納めることが義務づけられています。
「学生納付特例制度」は、学生で所得がない場合や少ないとにより保険料の納付が困難な方が、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

所得審査の対象者は？

学生であるご本人の所得が所得基準以下であるか否かで判定することになります。

所得基準は？

所得基準（前年所得） = 118万円 + 扶養親族等の数 × 38万円 + 社会保険料控除等

対象となる学校は？

大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（※1）、一部の海外大学の日本分校（※2）です（夜間・定時制課程や通信課程も含まれます）。

※1 修業年限が1年以上の課程に在学している方に限られます。

私立の各種学校については都道府県知事の認可を受けた学校に限られます。

※2 日本国内にある海外大学の日本分校であって、文部科学大臣が個別に指定した課程に在籍する方

承認を受けた期間は？

○未納の期間とは違い、障害基礎年金等の受給資格期間に含まれます。

○10年以内であれば、後から保険料を納付すること（追納）ができます。（ただし、承認期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納するときは経過期間に応じた加算額が上乗せされます。）

—— 「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います ——

		納付	学生納付特例	未納
障害基礎年金・遺族基礎年金（受給資格期間）		○（あります）	○（あります）	×（ありません）
老齢基礎年金	受給資格期間	○（あります）	○（あります）	×（ありません）
	年金額に計算	○（されます）	×（されません）	×（されません）

平成28年度の申請は4月1日から受け付けします

20歳になる方は、「国民年金被保険者資格取得届」の提出も必要です。

平成28年度に20歳を迎える方は、日本年金機構より国民年金資格取得のための書類が届いてから、20歳の誕生日の前日（20歳到達日）以降に、その書類を市役所または各支所へ提出してください。

学生納付特例の手続きも、20歳到達日以降の受付となります。

申請は保険年金課または各支所市民窓口課へ.....

持参するもの

- 年金手帳（または基礎年金番号がわかるもの）
※20歳になったばかりで手帳が届いていない方は必要ありません。
- 学生証（コピー可。有効期限が記載されているもの）
- 認印

【問合せ】

保険年金課（内線141）

笠間支所市民窓口課（内線72123）

岩間支所市民窓口課（内線73182）

努力は人生の勲章だ

とこん教室は、生徒とご家庭の笑顔のために、学習塾のパイオニアとして常に進化を続けています

部活と勉強の両立

春期講習

知の開拓室 少人数制コース

5教科 = 週2回授業 + テスト直前授業

中学1・2年 = 16,800円 中学3年 = 18,800円

※中3 = 部活引退後夏期から授業増量

と・こ・と・ん・教・室 兄弟半額

平成進學アカデミー

立校 大みか校 多賀校 小木津校 十王川尻校 高萩校 磯原校 大津校 水戸校 ひたちなか校 那珂校 東海校 常陸太田校 笠間友部校 笠間稻荷校

日立校 大みか校 多賀校 小木津校 十王川尻校 高萩校 磯原校 大津校 水戸校 ひたちなか校 那珂校 東海校 常陸太田校 笠間友部校 笠間稻荷校

0294246373 0294542215 0294352415 0294362028 0294391255 0293207711 0293436455 0293465655 0292531722 0292738655 0292981588 0292871713 0294721200 0296785560 0296721466